

吸収分割に関する事後開示事項
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに
会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書類)

2025 年 10 月 1 日

東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
日本電気株式会社
取締役代表執行役社長 森田 隆之

東京都港区芝浦三丁目 9 番 1 4 号
NE S I Cホールディングス株式会社
代表取締役社長 牛島 祐之

日本電気株式会社（以下「本分割会社」といいます。）及びNE S I Cホールディングス株式会社（以下「本承継会社」といいます。）は、2025 年 8 月 1 日付で両社間で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、本吸収分割契約に定める本分割会社の権利義務を本承継会社が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事項は以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2025 年 10 月 1 日
2. 吸収分割会社における吸収分割をやめることの請求に係る手続の経過、並びに反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 吸収分割をやめることの請求（会社法第 784 条の 2）の手続の経過
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）の手続の経過
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権者の新株予約権買取請求（会社法 787 条）の手続の経過

本分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述（会社法第 789 条）の手続の経過

本分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2025 年 8 月 18 日付官報及び同日付電子公告により、その債権者に対して所定の事項を公告しましたが、本分割会社に対し、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における吸収分割をやめることの請求に係る手続の経過、並びに反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 吸収分割をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）の手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）の手続の経過

本承継会社においては、本分割会社が会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、会社法第 797 条第 3 項の規定により、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）の手続の経過

本承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2025 年 8 月 18 日付官報において債権者に対する所定の公告を行い、また、同日付で知れている債権者に対して各別の催告を行いました。本承継会社に対し、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により本承継会社が本分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

本承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、本分割会社から、本分割会社が営む道府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業、プロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業に関して有する資産、負債その他の権利義務を本吸収分割契約の定めに従って承継しました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2025 年 10 月 14 日までに会社法第 923 条の変更の登記を申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上